

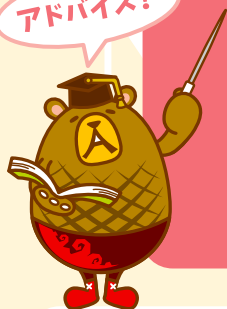
！ SNSに潜むトラブルに要注意 ！

！ 定期購入

case 1

SNSの広告を見て1回限りだと思ってダイエットサプリを申し込んだ。しかし、実際は高額な定期コースの契約だった。「解約受付は電話のみ」とあり、解約をしたいが電話が全然つながらず解約できない・・・

アドバイス！



- 申し込み前に 契約内容 定期購入ではないか・継続期間・回数・総額
解約条件 解約・返品はできるか・その条件・解約方法 を必ず確認しよう！
- 申し込みの画面やメールをスクリーンショット等で保存しよう！
- 未成年者は、保護者の同意を得てから申し込みましょう！
- 解約したくても、電話がつながらなかったり、複雑なSNSの手続きが必要な場合があります。

！ もうけ話

case 1

「写真をSNSにアップするだけで簡単に稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトでマニュアルを購入した。更に高額なサポート付きプランを勧誘され、借金して契約したけれど話と違い稼げず、借金だけが残った・・・

case 2

知人からSNSで「いい儲け話がある」と呼び出され、カフェに向いたらマルチ商法の勧誘だった。「知人に紹介するとマージンが入る」「すぐに元が取れる」と言われてFXの自動売買ツールを借金して契約したが儲けられず、借金の返済が苦しい。

アドバイス！



- 「楽しんで、簡単に儲かる」事は **絶対に** ありません!!
- SNS上の情報や、知人の説明を **うのみにしない!**
- 怪しい話は、はっきり・きっぱりと **「必要ありません」「いりません」「契約しません」** などと手短かに断りましょう!
- 「丁寧にサポート」「返金保証」とうたっていても **事実とは限りません!**
- 「マルチ商法や電話勧誘販売に当たる場合には **クーリング・オフ** (無条件で解約できる制度) **ができます。**
クーリング・オフができる期間…マルチ商法は契約書を受け取ってから20日間。電話勧誘販売や訪問販売は8日間
- トラブルに巻き込まれた場合は、メールやSNSのやり取りをスクリーンショット等で証拠を残してください。

！ エステ

case 1

SNSの広告を見て脱毛エステを無料体験した。その場で高額なエステの勧誘を受け、分割払いで契約してしまった。その後、そのエステ店が倒産してしまい、施術が受けられなくなってしまった・・・

case 2

「ずっと通える」とうたう脱毛エステをクレジットを組んで40万円で契約した。1年半後、通えなくなり解約を申し出たが「契約期間は1年なので中途解約はできない。返金もできない」と言われた。

アドバイス！



- 契約前には **概要書面**、契約時には **契約書** を受け取ったうえで、**契約内容の説明を受けましょう。**
- エステは長期間にわたってサービスを受ける事になります。契約後、「仕事が忙しくて通えなくなった」「自分の肌に合わない」など解約をせざるを得なくなる場合があります。契約前に、**契約期間や中途解約の条件を必ず確認** しましょう。
- クレジット払いで契約し、契約中にエステ店が倒産してしまった場合、支払いについて相談するため **クレジット会社に連絡** しましょう。
- エステは、契約書を受け取ってから **8日間はクーリング・オフ** ができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎても解決できる場合があります。あきらめずに相談してください。

困った場合は消費生活センターに相談を!!